

津市告示第 6 2 号

下記の者の平成 2 0 年度市民税・県民税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	平成 2 0 年度市民税・県民税督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 6 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

津市長 松 田 直 久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 4 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 2 年 3 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 2 年 3 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 2 年 3 月 8 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1 1	平成 2 2 年 3 月 9 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 1 0 日
江戸橋駅東公共自転車等駐車場	1 8	平成 2 2 年 3 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成 2 2 年 3 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	9	平成 2 2 年 3 月 1 5 日
江戸橋駅東公共自転車等駐車場	1	平成 2 2 年 3 月 1 5 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 2 年 3 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年芸濃町告示第65号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月19日

津市長 松田直久

1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田189番地3

代表者 豊濱 幸生

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	豊濱 幸生 津市芸濃町忍田214番地
	変更後	豊濱 幸生 津市芸濃町忍田214番地

3 変更理由及び年月日

平成22年3月6日の定期総会において、平成22年3月7日から再任

津市告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始 年月日
3662	広明町河辺町線	津市河辺町字桐山 2527 番1地先から	平成22年 3月23日
		津市河辺町字桐山 2475 番地先まで	

津市告示第 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 火 狹 徳 美

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	佐 脇 要 三重県津市安濃町安濃 1 7 3 番地 2
変更後	火 狹 徳 美 三重県津市安濃町安濃 1 3 7 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 2 年 2 月 2 8 日の定期総会において選任され、平成 2 2 年 3 月 5 日から就任することになったため。

津市告示第 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

粟加区自治会

三重県津市安濃町粟加字寺台 5 1 6 番地

代表者 黒 川 淳

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡 崎 富 郎 三重県津市安濃町粟加 5 0 9 番地
変更後	黒 川 淳 三重県津市安濃町粟加 1 9 7 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 2 年 2 月 7 日の定期総会において選任され、平成 2 2 年 3 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年津市告示第228号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月24日

津市長 松田直久

1 届出者

常垣内自治会

三重県津市納所町294番地

代表者 河内 謹也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	辻 歳 郎 三重県津市納所町258番地
変更後	河内 謹 也 三重県津市納所町262番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成22年3月7日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 5 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小舟自治会

三重県津市小舟 5 0 2 番地

代表者 辻 友 男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	阿 曾 博 三重県津市小舟 4 5 3 番地 3
変更後	辻 友 男 三重県津市小舟 2 6 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 2 年 2 月 2 1 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第26.0条の2第11項の規定により、平成12年津市告示第40号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月24日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

雲出島貫自治会

三重県津市雲出島貫町815番地15

代表者 金 児 憲 一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	太 田 泰 弘 三重県津市雲出島貫町1025番地
変更後	金 児 憲 一 三重県津市雲出島貫町1069番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成21年1月18日の定期総会において新任され、平成21年4月1日から就任することになったため。

津市告示第 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

別 紙

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1298	白塚町第 4 0 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
1299	江戸橋第 2 6 号線	津市江戸橋二丁目	
		津市江戸橋二丁目	
2607	高野尾豊が丘第 1 4 6 号線	津市高野尾町	
		津市高野尾町	
2608	上津部田第 1 7 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2609	上津部田第 1 8 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2610	上津部田第 1 9 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2611	上津部田第 2 0 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2612	上津部田第 2 1 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
2613	上津部田第 2 2 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	
3680	渋見町第 6 号線	津市渋見町	
		津市渋見町	
3681	観音寺第 1 7 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3682	観音寺第 1 8 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3683	大谷町第 2 3 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3684	大谷町第 2 4 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	

3685	大谷町第 2 5 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3686	大谷町第 2 6 号線	津市大谷町	
		津市大谷町	
3687	大谷町西第 1 5 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3688	大谷町西第 1 6 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
4303	大園町第 5 号線	津市大園町	
		津市大園町	
4304	寿町第 1 1 号線	津市寿町	
		津市寿町	
5510	半田第 5 4 号線	津市半田	
		津市半田	
5511	半田第 5 5 号線	津市半田	
		津市半田	
5512	四軒町第 3 号線	津市安東町	
		津市安東町	
5513	半田第 5 6 号線	津市半田	
		津市半田	
5514	半田第 5 7 号線	津市半田	
		津市半田	
6436	南が丘第 6 2 号線	津市南が丘一丁目	
		津市南が丘一丁目	
6437	南が丘第 6 3 号線	津市南が丘一丁目	
		津市南が丘一丁目	
6438	藤方第 2 9 号線	津市藤方	
		津市藤方	
6439	藤方第 3 0 号線	津市藤方	
		津市藤方	

7403	雲出島貫町第35号線	津市雲出島貫町	
		津市雲出島貫町	
7404	高茶屋小森町第49号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7405	雲出長常町第34号線	津市雲出長常町	
		津市雲出長常町	
7406	雲出伊倉津町第21号線	津市雲出伊倉津町	
		津市雲出伊倉津町	
6020	もみのきの丘1号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6021	もみのきの丘2号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6022	もみのきの丘3号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6023	もみのきの丘4号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6024	もみのきの丘5号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6025	もみのきの丘6号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6026	もみのきの丘7号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6027	もみのきの丘8号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6028	もみのきの丘9号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6029	もみのきの丘10号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	
6030	もみのきの丘11号線	津市河芸町杜の街一丁目	
		津市河芸町杜の街一丁目	

3835	浄土寺 2 7 号線	津市安濃町浄土寺	
		津市安濃町浄土寺	
4159	高野 4 5 号線	津市一志町高野	
		津市一志町高野	
1525	梅ヶ広旧道線	津市美杉町八手俣	
		津市美杉町八手俣	
7077	篠ヶ広山口線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	
7078	山口山本線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	
7079	山本三谷線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	
7080	三谷上村線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	
7081	三谷中津線	津市美杉町下之川	
		津市美杉町下之川	

津市告示第 7 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2480	上津部田第 1 1 号線	津市一身田上津部田	
		津市一身田上津部田	

津市告示第 7 3 号

下記の者の差押調書、充当通知書および配当計算書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書、充当通知書、 配当計算書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 7 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 2 5 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
1298	白塚町第40号線	津市白塚町4191番2地先から	60 m
		津市白塚町4195番1地先まで	4m~4m
1299	江戸橋第26号線	津市江戸橋二丁目70番2地先から	300 m
		津市江戸橋二丁目97番地先まで	1.8m~4.8m
2607	高野尾豊が丘第146号線	津市高野尾町字北山3006番641地先から	256 m
		津市高野尾町字北山3006番644地先まで	6m~18m
2608	上津部田第17号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番13地先から	434.214 m
		津市一身田上津部田字ツノ坪3090番13地先まで	6m~16.3m
2609	上津部田第18号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番21地先から	131.9 m
		津市一身田上津部田字ツノ坪3090番26地先まで	6m~13.9m
2610	上津部田第19号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番36地先から	115.3 m
		津市一身田上津部田字ヌノ坪867番10地先まで	6m~13.9m
2611	上津部田第20号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番22地先から	56 m
		津市一身田上津部田字ツノ坪3090番37地先まで	6m~13.1m
2612	上津部田第21号線	津市一身田上津部田字オノ坪3082番地先から	49 m
		津市一身田上津部田字ワノ坪1273番1地先まで	6m~13.1m
2613	上津部田第22号線	津市一身田上津部田字オノ坪3067番地先から	135.1 m
		津市一身田上津部田字ワノ坪1266番8地先まで	6m~13.2m
3680	波見町第6号線	津市波見町字黒田14番2地先から	301 m
		津市波見町字西出410番1地先まで	6m~6m
3681	観音寺第17号線	津市観音寺町445番3地先から	134 m
		津市観音寺町446番85地先まで	8m~9m
3682	観音寺第18号線	津市観音寺町446番84地先から	41 m
		津市観音寺町446番83地先まで	6m~12m

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長 m
			幅員 m
3683	大谷町第23号線	津市大谷町172番10地先から	35 m
		津市大谷町172番8地先まで	4m～5m
3684	大谷町第24号線	津市大谷町172番2地先から	33 m
		津市大谷町172番4地先まで	5m～5m
3685	大谷町第25号線	津市大谷町168番8地先から	26 m
		津市大谷町167番3地先まで	5m～5m
3686	大谷町第26号線	津市大谷町168番5地先から	33 m
		津市大谷町167番1地先まで	4m～4m
3687	大谷町西第15号線	津市観音寺町795番8地先から	28 m
		津市観音寺町795番10地先まで	4m～4m
3688	大谷町西第16号線	津市観音寺町795番14地先から	40 m
		津市観音寺町795番16地先まで	4m～4m
4303	大園町第5号線	津市大園町59番101地先から	49 m
		津市大園町59番103地先まで	6m～13m
4304	寿町第11号線	津市寿町934番14地先から	144 m
		津市寿町498番4地先まで	4m～4m
5510	半田第54号線	津市半田字稗原1536番4地先から	135.1 m
		津市半田字稗原1539番5地先まで	6m～13.2m
5511	半田第55号線	津市半田字稗原1536番7地先から	70.1 m
		津市半田字稗原1536番17地先まで	6m～14.1m
5512	四軒町第3号線	津市安東町2643番地先から	293 m
		津市安東町2664番地先まで	5m～6m
5513	半田第56号線	津市半田2397番11地先から	168 m
		津市半田2393番10地先まで	5m～14m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
5514	半田第57号線	津市半田2401番2地先から	68 m
		津市半田2397番14地先まで	5m~12m
6436	南が丘第62号線	津市南が丘一丁目24番9地先から	111.6 m
		津市南が丘一丁目24番1地先まで	6m~13.1m
6437	南が丘第63号線	津市南が丘一丁目24番18地先から	42.8 m
		津市南が丘一丁目24番16地先まで	6m~13.6m
6438	藤方第29号線	津市藤方2694番地先から	78 m
		津市藤方2691番地先まで	4m~4m
6439	藤方第30号線	津市藤方1318番地先から	42 m
		津市藤方1327番地先まで	4m~5m
7403	雲出島貫町第35号線	津市雲出島貫町字大年119番1地先から	109 m
		津市雲出島貫町字大年127番2地先まで	5m~11m
7404	高茶屋小森町第49号線	津市高茶屋小森町446番1地先から	73 m
		津市高茶屋小森町424番1地先まで	4m~6m
7405	雲出長常町第34号線	津市雲出長常町626番14地先から	68 m
		津市雲出長常町626番27地先まで	4m~4m
7406	雲出伊倉津町第21号線	津市雲出伊倉津町1149番7地先から	88 m
		津市雲出伊倉津町1150番5地先まで	5m~7m
6020	もみのきの丘1号線	津市河芸町杜の街一丁目22番2地先から	15.1 m
		津市河芸町杜の街一丁目32番1地先まで	12m~19m
6021	もみのきの丘2号線	津市河芸町杜の街一丁目30番4地先から	571.8 m
		津市河芸町杜の街一丁目37番2地先まで	6m~16.2m
6022	もみのきの丘3号線	津市河芸町杜の街一丁目33番1地先から	212.7 m
		津市河芸町杜の街一丁目39番地先まで	6m~11.1m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
6023	もみのきの丘4号線	津市河芸町杜の街一丁目40番1地先から	214.7 m
		津市河芸町杜の街一丁目38番4地先まで	6m~16m
6024	もみのきの丘5号線	津市河芸町杜の街一丁目35番1地先から	34.1 m
		津市河芸町杜の街一丁目36番1地先まで	6m~16m
6025	もみのきの丘6号線	津市河芸町杜の街一丁目23番2地先から	96.4 m
		津市河芸町杜の街一丁目25番5地先まで	5m~12m
6026	もみのきの丘7号線	津市河芸町杜の街一丁目26番1地先から	67.8 m
		津市河芸町杜の街一丁目26番5地先まで	5m~12m
6027	もみのきの丘8号線	津市河芸町杜の街一丁目26番10地先から	72.1 m
		津市河芸町杜の街一丁目26番6地先まで	5m~12m
6028	もみのきの丘9号線	津市河芸町杜の街一丁目31番1地先から	178.7 m
		津市河芸町杜の街一丁目27番8地先まで	6m~16.1m
6029	もみのきの丘10号線	津市河芸町杜の街一丁目30番1地先から	90.4 m
		津市河芸町杜の街一丁目30番5地先まで	5m~12.2m
6030	もみのきの丘11号線	津市河芸町杜の街一丁目35番6地先から	40.3 m
		津市河芸町杜の街一丁目36番6地先まで	6m~12m
3835	浄土寺27号線	津市安濃町浄土寺字川原1090番22地先から	104.7 m
		津市安濃町浄土寺字川原1090番19地先まで	6m~12.1m
4159	高野45号線	津市一志町高野字焼垣内1290番15地先から	180.4 m
		津市一志町高野字焼垣内1290番25地先まで	6m~13.2m
1525	梅ヶ広旧道線	津市美杉町八手俣字梅ヶ広55番7地先から	109 m
		津市美杉町八手俣字梅ヶ広37番3地先まで	7.3m~7.7m
7077	篠ヶ広山口線	津市美杉町下之川字岡351番1地先から	1300 m
		津市美杉町下之川字ツツジ498番地先まで	7m~8m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
7078	山口山本線	津市美杉町下之川字山口 6 8 1 番 3 地先から	2000 m
		津市美杉町下之川字山本 6 1 2 2 番 1 地先まで	7m～8m
7079	山本三谷線	津市美杉町下之川字鰯垣内 6 2 3 6 番地先から	450 m
		津市美杉町下之川字富田 6 2 0 2 番 1 地先まで	7m～8m
7080	三谷上村線	津市美杉町下之川字富田 6 2 0 2 番 1 地先から	350 m
		津市美杉町下之川字村 5 3 0 0 番 1 地先まで	7m～8m
7081	三谷中津線	津市美杉町下之川字富田 6 2 0 2 番 1 地先から	700 m
		津市美杉町下之川字中津 5 0 3 4 番地先まで	5m～5m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2593	一身田大古曾第 1 9 号線	津市一身田大古曾久保850番1地先から	581.5 m
		津市一身田大古曾山之口1642番6地先まで	2.1m～6.4m
2594	夢が丘団地第 3 3 号線	津市夢が丘二丁目32番4地先から	290.7 m
		津市夢が丘二丁目29番1地先まで	12m～16m
2595	夢が丘団地第 3 4 号線	津市夢が丘一丁目57番1地先から	357 m
		津市夢が丘二丁目31番11地先まで	6.2m～6.2m
2596	夢が丘団地第 3 5 号線	津市夢が丘一丁目56番3地先から	47 m
		津市夢が丘一丁目56番1地先まで	6.2m～13.6m
2597	夢が丘団地第 3 6 号線	津市夢が丘二丁目43番4地先から	47.3 m
		津市夢が丘二丁目43番1地先まで	6.2m～13.2m
2598	夢が丘団地第 3 7 号線	津市夢が丘二丁目41番21地先から	348.7 m
		津市夢が丘二丁目37番5地先まで	6.2m～13.3m
2599	夢が丘団地第 3 8 号線	津市夢が丘二丁目40番11地先から	444.6 m
		津市夢が丘二丁目27番9地先まで	6.2m～13.1m
2600	夢が丘団地第 3 9 号線	津市夢が丘二丁目40番7地先から	51.2 m
		津市夢が丘二丁目40番5地先まで	6.2m～13.3m
2601	夢が丘団地第 4 0 号線	津市夢が丘二丁目38番5地先から	73 m
		津市夢が丘二丁目38番1地先まで	6.2m～13.3m
2602	夢が丘団地第 4 1 号線	津市夢が丘二丁目37番13地先から	103.7 m
		津市夢が丘二丁目37番6地先まで	6.2m～13.3m
2603	夢が丘団地第 4 2 号線	津市夢が丘二丁目31番7地先から	87.2 m
		津市夢が丘二丁目31番1地先まで	6.2m～13.4m
2604	夢が丘団地第 4 3 号線	津市夢が丘二丁目30番15地先から	115.2 m
		津市夢が丘二丁目30番8地先まで	6.2m～18m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2605	夢が丘団地第44号線	津市夢が丘二丁目28番19地先から	121 m
		津市夢が丘二丁目28番10地先まで	6.2m～13.5m
2606	一身田平野第9号線	津市一身田平野394番地先から	240 m
		津市一身田平野407番1地先まで	4m～4m
3664	上浜町第55号線	津市上浜町四丁目27番347地先から	188.3 m
		津市上浜町四丁目27番334地先まで	6.2m～13.6m
3665	上浜町第56号線	津市上浜町四丁目27番322地先から	483.3 m
		津市上浜町四丁目27番137地先まで	10m～17.1m
3666	上浜町第57号線	津市上浜町四丁目27番312地先から	331 m
		津市上浜町四丁目27番148地先まで	5.2m～12.9m
3667	上浜町第58号線	津市上浜町四丁目27番180地先から	92.7 m
		津市上浜町四丁目27番186地先まで	5.2m～12.9m
3668	上浜町第59号線	津市上浜町四丁目27番164地先から	92.7 m
		津市上浜町四丁目27番170地先まで	5.2m～12.9m
3669	上浜町第60号線	津市上浜町四丁目27番194地先から	144.1 m
		津市上浜町四丁目27番45地先まで	5.2m～12.9m
3670	上浜町第61号線	津市上浜町四丁目27番229地先から	452.4 m
		津市上浜町四丁目27番299地先まで	6.2m～13.3m
3671	上浜町第62号線	津市上浜町四丁目27番300地先から	131.4 m
		津市上浜町四丁目27番310地先まで	6.2m～14.2m
3672	上浜町第63号線	津市上浜町四丁目27番238地先から	87 m
		津市上浜町四丁目27番244地先まで	6.2m～14.2m
3673	上浜町第64号線	津市上浜町四丁目27番252地先から	71.6 m
		津市上浜町四丁目27番257地先まで	6.2m～14.2m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
3674	上浜町第 6 5 号線	津市上浜町四丁目27番263地先から	85.3 m
		津市上浜町四丁目27番212地先まで	6.2m～14.2m
3675	上浜町第 6 6 号線	津市上浜町四丁目27番272地先から	41.4 m
		津市上浜町四丁目27番275地先まで	6.2m～14.2m
3676	上浜町第 6 7 号線	津市上浜町四丁目27番64地先から	437.6 m
		津市上浜町四丁目27番7地先まで	6.2m～13.3m
3677	上浜町第 6 8 号線	津市上浜町四丁目27番82地先から	163.7 m
		津市上浜町四丁目27番72地先まで	6.2m～13.9m
3678	上浜町第 6 9 号線	津市上浜町四丁目143番2地先から	280 m
		津市上浜町五丁目91番2地先まで	4m～6m
3679	大谷町第 2 2 号線	津市大谷町145番2地先から	45 m
		津市大谷町145番4地先まで	5m～8m
4300	大園町第 4 号線	津市大園町16番2地先から	123.3 m
		津市大園町15番2地先まで	4.3m～9.6m
4301	南河路第 1 0 号線	津市南河路393番2地先から	95 m
		津市南河路376番1地先まで	4m～7.5m
4302	南河路神戸第 1 号線	津市南河路375番3地先から	1025 m
		津市神戸652番1地先まで	4m～16m
5505	半田第 5 1 号線	津市半田1360番地先から	165 m
		津市半田1364番18地先まで	6.8m～8m
5506	半田第 5 2 号線	津市半田1364番30地先から	268 m
		津市半田1364番21地先まで	5.9m～8m
5507	半田第 5 3 号線	津市半田1364番37地先から	45 m
		津市半田1398番2地先まで	6m～8m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
5508	野田第22号線	津市野田3081番地先から	329 m
		津市野田3173番地先まで	4m～16m
5509	野田第23号線	津市野田3095番地先から	149 m
		津市野田3097番地先まで	4m～4m
7401	高茶屋小森山第28号線	津市高茶屋小森町向山1722番28地先から	145 m
		津市高茶屋小森町向山1722番23地先まで	5m～13m
7402	高茶屋小森山第29号線	津市高茶屋小森町向山1722番13地先から	88.6 m
		津市高茶屋小森町向山1722番23地先まで	6m～14.8m
2411	青葉台羽野1号線	津市青葉台一丁目4番37地先から	1280 m
		津市戸木町5625番33地先まで	6m～17m
2412	羽野青葉台1号線	津市戸木町5662番1地先から	480 m
		津市青葉台一丁目5番1地先まで	11m～19m
2413	青葉台2号線	津市青葉台一丁目1番1地先から	237 m
		津市青葉台一丁目25番3地先まで	6m～13m
2414	青葉台3号線	津市青葉台一丁目6番1地先から	39 m
		津市青葉台一丁目6番2地先まで	4m～9m
2415	青葉台4号線	津市青葉台一丁目21番1地先から	162 m
		津市青葉台一丁目21番16地先まで	5m～13m
2416	青葉台5号線	津市青葉台一丁目1番10地先から	38 m
		津市青葉台一丁目1番11地先まで	6m～13m
2417	青葉台6号線	津市青葉台一丁目32番4地先から	40 m
		津市青葉台一丁目32番5地先まで	6m～13m
2418	青葉台7号線	津市青葉台一丁目1番21地先から	857 m
		津市青葉台一丁目2番1地先まで	6m～13m

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
2419	青葉台 8 号線	津市青葉台一丁目7番11地先から	73 m
		津市青葉台一丁目7番7地先まで	6m～13m
2420	青葉台 9 号線	津市青葉台一丁目8番11地先から	71 m
		津市青葉台一丁目8番7地先まで	6m～13m
2421	青葉台 1 0 号線	津市青葉台一丁目10番11地先から	72 m
		津市青葉台一丁目10番7地先まで	6m～13m
2422	青葉台 1 1 号線	津市青葉台一丁目11番11地先から	74 m
		津市青葉台一丁目11番7地先まで	6m～13m
2423	青葉台 1 2 号線	津市青葉台一丁目12番1地先から	61 m
		津市青葉台一丁目12番3地先まで	6m～13m
2424	青葉台 1 3 号線	津市青葉台一丁目13番8地先から	75 m
		津市青葉台一丁目13番12地先まで	6m～13m
2425	青葉台 1 4 号線	津市青葉台一丁目14番11地先から	74 m
		津市青葉台一丁目14番7地先まで	6m～13m
2426	青葉台 1 5 号線	津市青葉台一丁目15番8地先から	75 m
		津市青葉台一丁目15番5地先まで	6m～13m
2427	青葉台 1 6 号線	津市青葉台一丁目16番9地先から	76 m
		津市青葉台一丁目16番6地先まで	6m～13m
2428	青葉台 1 7 号線	津市青葉台一丁目2番10地先から	12 m
		津市青葉台一丁目2番10地先まで	6m～13m
2429	青葉台 1 8 号線	津市青葉台一丁目3番8地先から	12 m
		津市青葉台一丁目3番8地先まで	5m～6.5m
2430	青葉台 1 9 号線	津市青葉台一丁目20番8地先から	30 m
		津市青葉台一丁目5番8地先まで	6m～13m
2431	青葉台 2 0 号線	津市青葉台一丁目22番2地先から	328 m
		津市青葉台一丁目31番3地先まで	3m～13m

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長 m
			幅員 m
2432	青葉台 2 1 号線	津市青葉台一丁目25番6地先から	45 m
		津市青葉台一丁目25番4地先まで	6m～13m
2433	青葉台 2 2 号線	津市青葉台一丁目27番7地先から	30 m
		津市青葉台一丁目27番6地先まで	6m～13m
2434	青葉台 2 3 号線	津市青葉台一丁目28番6地先から	32 m
		津市青葉台一丁目28番4地先まで	6m～13m
2435	羽野 9 号線	津市戸木町1961番地先から	406 m
		津市青葉台一丁目4番34地先まで	2m～7.2m
2436	牧 3 号線	津市牧町300番3地先から	90 m
		津市牧町53番2地先まで	4m～5m
2437	西鷹跡 1 9 号線	津市久居西鷹跡町599番3地先から	40 m
		津市久居西鷹跡町599番2地先まで	4m～7.6m
3590	新大蔵園 6 号線	津市河芸町上野423番5地先から	62 m
		津市河芸町上野424番1地先まで	4.1m～4.1m
791	新町 5 号線	津市芸濃町椋本1942番4地先から	64.9 m
		津市芸濃町椋本1942番6地先まで	5m～15.6m
792	西町 1 号線	津市芸濃町椋本437番1地先から	71 m
		津市芸濃町椋本434番1地先まで	4m～11.1m
793	百々 2 号線	津市芸濃町椋本7039番地先から	161 m
		津市芸濃町椋本4972番3地先まで	4.1m～4.7m

津市告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年3月25日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
1298	白塚町第40号線	津市白塚町4191番2地先から	平成22年 3月25日
		津市白塚町4195番1地先まで	
1299	江戸橋第26号線	津市江戸橋二丁目70番2地先から	平成22年 3月25日
		津市江戸橋二丁目97番地先まで	
2607	高野尾豊が丘第146号線	津市高野尾町字北山3006番641地先から	平成22年 3月25日
		津市高野尾町字北山3006番644地先まで	
2608	上津部田第17号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番13地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田上津部田字ツノ坪3090番13地先まで	
2609	上津部田第18号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番21地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田上津部田字ツノ坪3090番26地先まで	
2610	上津部田第19号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番36地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田上津部田字ヌノ坪867番10地先まで	
2611	上津部田第20号線	津市一身田上津部田字ツノ坪3090番22地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田上津部田字ツノ坪3090番37地先まで	
2612	上津部田第21号線	津市一身田上津部田字オノ坪3082番地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田上津部田字ワノ坪1273番1地先まで	
2613	上津部田第22号線	津市一身田上津部田字オノ坪3067番地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田上津部田字ワノ坪1266番8地先まで	
3680	波見町第6号線	津市波見町字黒田14番2地先から	平成22年 3月25日
		津市波見町字西出410番1地先まで	
3681	観音寺第17号線	津市観音寺町445番3地先から	平成22年 3月25日
		津市観音寺町446番85地先まで	
3682	観音寺第18号線	津市観音寺町446番84地先から	平成22年 3月25日
		津市観音寺町446番83地先まで	

3683	大谷町第23号線	津市大谷町172番10地先から	平成22年 3月25日
		津市大谷町172番8地先まで	
3684	大谷町第24号線	津市大谷町172番2地先から	平成22年 3月25日
		津市大谷町172番4地先まで	
3685	大谷町第25号線	津市大谷町168番8地先から	平成22年 3月25日
		津市大谷町167番3地先まで	
3686	大谷町第26号線	津市大谷町168番5地先から	平成22年 3月25日
		津市大谷町167番1地先まで	
3687	大谷町西第15号線	津市観音寺町795番8地先から	平成22年 3月25日
		津市観音寺町795番10地先まで	
3688	大谷町西第16号線	津市観音寺町795番14地先から	平成22年 3月25日
		津市観音寺町795番16地先まで	
4303	大園町第5号線	津市大園町59番101地先から	平成22年 3月25日
		津市大園町59番103地先まで	
4304	寿町第11号線	津市寿町934番14地先から	平成22年 3月25日
		津市寿町498番4地先まで	
5510	半田第54号線	津市半田字稗原1536番4地先から	平成22年 3月25日
		津市半田字稗原1539番5地先まで	
5511	半田第55号線	津市半田字稗原1536番7地先から	平成22年 3月25日
		津市半田字稗原1536番17地先まで	
5512	四軒町第3号線	津市安東町2643番地先から	平成22年 3月25日
		津市安東町2664番地先まで	
5513	半田第56号線	津市半田2397番11地先から	平成22年 3月25日
		津市半田2393番10地先まで	
5514	半田第57号線	津市半田2401番2地先から	平成22年 3月25日
		津市半田2397番14地先まで	

6436	南が丘第 6 2 号線	津市南が丘一丁目 2 4 番 9 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市南が丘一丁目 2 4 番 1 地先まで	
6437	南が丘第 6 3 号線	津市南が丘一丁目 2 4 番 1 8 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市南が丘一丁目 2 4 番 1 6 地先まで	
6438	藤方第 2 9 号線	津市藤方 2 6 9 4 番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市藤方 2 6 9 1 番地先まで	
6439	藤方第 3 0 号線	津市藤方 1 3 1 8 番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市藤方 1 3 2 7 番地先まで	
7403	雲出島貫町第 3 5 号線	津市雲出島貫町字大年 1 1 9 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市雲出島貫町字大年 1 2 7 番 2 地先まで	
7404	高茶屋小森町第 4 9 号線	津市高茶屋小森町 4 4 6 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市高茶屋小森町 4 2 4 番 1 地先まで	
7405	雲出長常町第 3 4 号線	津市雲出長常町 6 2 6 番 1 4 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市雲出長常町 6 2 6 番 2 7 地先まで	
7406	雲出伊倉津町第 2 1 号線	津市雲出伊倉津町 1 1 4 9 番 7 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市雲出伊倉津町 1 1 5 0 番 5 地先まで	
3835	浄土寺 2 7 号線	津市安濃町浄土寺字川原 1 0 9 0 番 2 2 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市安濃町浄土寺字川原 1 0 9 0 番 1 9 地先まで	
6020	もみのきの丘 1 号線	津市河芸町杜の街一丁目 2 2 番 2 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 2 番 1 地先まで	
6021	もみのきの丘 2 号線	津市河芸町杜の街一丁目 3 0 番 4 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 7 番 2 地先まで	
6022	もみのきの丘 3 号線	津市河芸町杜の街一丁目 3 3 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 9 番地先まで	
6023	もみのきの丘 4 号線	津市河芸町杜の街一丁目 4 0 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 8 番 4 地先まで	

6024	もみのきの丘 5 号線	津市河芸町杜の街一丁目 3 5 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 6 番 1 地先まで	
6025	もみのきの丘 6 号線	津市河芸町杜の街一丁目 2 3 番 2 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 2 5 番 5 地先まで	
6026	もみのきの丘 7 号線	津市河芸町杜の街一丁目 2 6 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 2 6 番 5 地先まで	
6027	もみのきの丘 8 号線	津市河芸町杜の街一丁目 2 6 番 1 0 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 2 6 番 6 地先まで	
6028	もみのきの丘 9 号線	津市河芸町杜の街一丁目 3 1 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 2 7 番 8 地先まで	
6029	もみのきの丘 1 0 号線	津市河芸町杜の街一丁目 3 0 番 1 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 0 番 5 地先まで	
6030	もみのきの丘 1 1 号線	津市河芸町杜の街一丁目 3 5 番 6 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町杜の街一丁目 3 6 番 6 地先まで	
4159	高野 4 5 号線	津市一志町高野字焼垣内 1 2 9 0 番 1 5 地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市一志町高野字焼垣内 1 2 9 0 番 2 5 地先まで	

整理番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始 年月日
2593	一身田大古曽第19号線	津市一身田大古曽久保850番1地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田大古曽山之口1642番6地先まで	
2594	夢が丘団地第33号線	津市夢が丘二丁目32番4地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目29番1地先まで	
2595	夢が丘団地第34号線	津市夢が丘一丁目57番1地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目31番11地先まで	
2596	夢が丘団地第35号線	津市夢が丘一丁目56番3地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘一丁目56番1地先まで	
2597	夢が丘団地第36号線	津市夢が丘二丁目43番4地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目43番1地先まで	
2598	夢が丘団地第37号線	津市夢が丘二丁目41番21地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目37番5地先まで	
2599	夢が丘団地第38号線	津市夢が丘二丁目40番11地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目27番9地先まで	
2600	夢が丘団地第39号線	津市夢が丘二丁目40番7地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目40番5地先まで	
2601	夢が丘団地第40号線	津市夢が丘二丁目38番5地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目38番1地先まで	
2602	夢が丘団地第41号線	津市夢が丘二丁目37番13地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目37番6地先まで	
2603	夢が丘団地第42号線	津市夢が丘二丁目31番7地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目31番1地先まで	
2604	夢が丘団地第43号線	津市夢が丘二丁目30番15地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目30番8地先まで	

2605	夢が丘団地第44号線	津市夢が丘二丁目28番19地先から	平成22年 3月25日
		津市夢が丘二丁目28番10地先まで	
2606	一身田平野第9号線	津市一身田平野394番地先から	平成22年 3月25日
		津市一身田平野407番1地先まで	
3664	上浜町第55号線	津市上浜町四丁目27番347地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番334地先まで	
3665	上浜町第56号線	津市上浜町四丁目27番322地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番137地先まで	
3666	上浜町第57号線	津市上浜町四丁目27番312地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番148地先まで	
3667	上浜町第58号線	津市上浜町四丁目27番180地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番186地先まで	
3668	上浜町第59号線	津市上浜町四丁目27番164地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番170地先まで	
3669	上浜町第60号線	津市上浜町四丁目27番194地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番45地先まで	
3670	上浜町第61号線	津市上浜町四丁目27番229地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番299地先まで	
3671	上浜町第62号線	津市上浜町四丁目27番300地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番310地先まで	
3672	上浜町第63号線	津市上浜町四丁目27番238地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番244地先まで	
3673	上浜町第64号線	津市上浜町四丁目27番252地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番257地先まで	
3674	上浜町第65号線	津市上浜町四丁目27番263地先から	平成22年 3月25日
		津市上浜町四丁目27番212地先まで	

3675	上浜町第 6 6 号線	津市上浜町四丁目27番272地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市上浜町四丁目27番275地先まで	
3676	上浜町第 6 7 号線	津市上浜町四丁目27番64地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市上浜町四丁目27番7地先まで	
3677	上浜町第 6 8 号線	津市上浜町四丁目27番82地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市上浜町四丁目27番72地先まで	
3678	上浜町第 6 9 号線	津市上浜町四丁目143番2地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市上浜町五丁目91番2地先まで	
3679	大谷町第 2 2 号線	津市大谷町145番2地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市大谷町145番4地先まで	
4300	大園町第 4 号線	津市大園町16番2地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市大園町15番2地先まで	
4301	南河路第 1 0 号線	津市南河路393番2地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市南河路376番1地先まで	
4302	南河路神戸第 1 号線	津市南河路375番3地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市神戸652番1地先まで	
5505	半田第 5 1 号線	津市半田1360番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市半田1364番18地先まで	
5506	半田第 5 2 号線	津市半田1364番30地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市半田1364番21地先まで	
5507	半田第 5 3 号線	津市半田1364番37地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市半田1398番2地先まで	
5508	野田第 2 2 号線	津市野田3081番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市野田3173番地先まで	
5509	野田第 2 3 号線	津市野田3095番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市野田3097番地先まで	

7401	高茶屋小森山第28号線	津市高茶屋小森町向山1722番28地先から	平成22年 3月25日
		津市高茶屋小森町向山1722番23地先まで	
7402	高茶屋小森山第29号線	津市高茶屋小森町向山1722番13地先から	平成22年 3月25日
		津市高茶屋小森町向山1722番23地先まで	
2411	青葉台羽野1号線	津市青葉台一丁目4番37地先から	平成22年 3月25日
		津市戸木町5625番33地先まで	
2412	羽野青葉台1号線	津市戸木町5662番1地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目5番1地先まで	
2413	青葉台2号線	津市青葉台一丁目1番1地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目25番3地先まで	
2414	青葉台3号線	津市青葉台一丁目6番1地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目6番2地先まで	
2415	青葉台4号線	津市青葉台一丁目21番1地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目21番16地先まで	
2416	青葉台5号線	津市青葉台一丁目1番10地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目1番11地先まで	
2417	青葉台6号線	津市青葉台一丁目32番4地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目32番5地先まで	
2418	青葉台7号線	津市青葉台一丁目1番21地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目2番1地先まで	
2419	青葉台8号線	津市青葉台一丁目7番11地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目7番7地先まで	
2420	青葉台9号線	津市青葉台一丁目8番11地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目8番7地先まで	
2421	青葉台10号線	津市青葉台一丁目10番11地先から	平成22年 3月25日
		津市青葉台一丁目10番7地先まで	

2422	青葉台 1 1 号線	津市青葉台一丁目11番11地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目11番7地先まで	
2423	青葉台 1 2 号線	津市青葉台一丁目12番1地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目12番3地先まで	
2424	青葉台 1 3 号線	津市青葉台一丁目13番8地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目13番12地先まで	
2425	青葉台 1 4 号線	津市青葉台一丁目14番11地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目14番7地先まで	
2426	青葉台 1 5 号線	津市青葉台一丁目15番8地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目15番5地先まで	
2427	青葉台 1 6 号線	津市青葉台一丁目16番9地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目16番6地先まで	
2428	青葉台 1 7 号線	津市青葉台一丁目2番10地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目2番10地先まで	
2429	青葉台 1 8 号線	津市青葉台一丁目3番8地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目3番8地先まで	
2430	青葉台 1 9 号線	津市青葉台一丁目20番8地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目5番8地先まで	
2431	青葉台 2 0 号線	津市青葉台一丁目22番2地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目31番3地先まで	
2432	青葉台 2 1 号線	津市青葉台一丁目25番6地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目25番4地先まで	
2433	青葉台 2 2 号線	津市青葉台一丁目27番7地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目27番6地先まで	
2434	青葉台 2 3 号線	津市青葉台一丁目28番6地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目28番4地先まで	

2435	羽野 9 号線	津市戸本町1961番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市青葉台一丁目4番34地先まで	
2436	牧 3 号線	津市牧町300番3地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市牧町53番2地先まで	
2437	西鷹跡 1 9 号線	津市久居西鷹跡町599番3地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市久居西鷹跡町599番2地先まで	
3590	新大蔵園 6 号線	津市河芸町上野423番5地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市河芸町上野424番1地先まで	
791	新町 5 号線	津市芸濃町棕本1942番4地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市芸濃町棕本1942番6地先まで	
792	西町 1 号線	津市芸濃町棕本437番1地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市芸濃町棕本434番1地先まで	
793	百々 2 号線	津市芸濃町棕本7039番地先から	平成 2 2 年 3 月 2 5 日
		津市芸濃町棕本4972番3地先まで	

津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定に基づき、平成22年3月31日をもって津市と芦屋町外二カ町競艇施行組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の委託を廃止する。

平成22年3月26日

津市長 松 田 直 久

津市告示第 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定に基づき、平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって津市と芦屋町外二カ町競艇施行組合との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行の受託を廃止する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行を次の規約により芦屋町に委託する。

平成22年3月26日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

津市と芦屋町との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間
場外発売事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

- 第1条 津市（以下「甲」という。）は、甲が実施するモーターボート競走のうち芦屋町（以下「乙」という。）との協議により別に定めるモーターボート競走の施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、乙に委託する。ただし、委託事務を行う場間場外発売場については、甲、乙協議の上、別に定めるものとし、勝舟投票券の払戻及び返還場所については、乙が指定する場所とする。
- 2 前項ただし書に定める場間場外発売場における勝舟投票券を発売する日については、甲、乙協議の上、別に定める。

(経費の負担)

- 第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし、経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。
- 2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の執行)

- 第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

- 第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

- 第5条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(定めのない事項の協議)

第6条 この規約に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

津市告示第 7 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、モーターボート競走施行に伴う場間場外発売事務の管理及び執行を次の規約により芦屋町から受託する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

芦屋町と津市との間におけるモーターボート競走施行に伴う場間
場外発売事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

- 第2条 芦屋町（以下「甲」という。）は、甲が実施するモーターボート競走のうち津市（以下「乙」という。）との協議により別に定めるモーターボート競走の施行に伴う場間場外発売場における場外発売事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、乙に委託する。ただし、委託事務を行う場間場外発売場については、甲、乙協議の上、別に定めるものとし、勝舟投票券の払戻及び返還場所については、乙が指定する場所とする。
- 2 前項ただし書に定める場間場外発売場における勝舟投票券を発売する日については、甲、乙協議の上、別に定める。

(経費の負担)

- 第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費を乙に交付するものとし、経費の内訳、金額及び交付の時期については、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。
- 2 乙は、前項の協議に当たって、委託事務に要する経費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するものとする。

(予算の執行)

- 第3条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、毎年度乙のモーターボート競走事業に係る会計の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

- 第4条 乙は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(損害の賠償)

- 第5条 乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えた場合は、乙においてその賠償の責めを負うものとし、甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えた場合は、甲はその賠償の責めを負うものとする。

(定めない事項の協議)

第6条 この規約に定めない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

津市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 26 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 1446 番地

代表者 丸 山 茂

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	豊 田 信 敏 三重県津市安濃町川西 1536 番地
変更後	丸 山 茂 三重県津市安濃町川西 1534 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 22 年 3 月 14 日の定期総会において選任され、平成 22 年 3 月 21 日から就任することになったため。

津市告示第 8 1 号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び許可番号標	許可年月日	無効となった日
三重 1 3 - 7 3 津	平成 21 年 11 月 10 日	平成 22 年 3 月 23 日
三重 1 3 - 5 7 津	平成 21 年 11 月 18 日	平成 22 年 3 月 23 日

津市告示第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

曾根区自治会

三重県津市安濃町曾根 6 5 8 番地

代表者 伊 藤 一 夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	野 田 純 男 三重県津市安濃町曾根 5 9 0 番地 1
変更後	伊 藤 一 夫 三重県津市安濃町曾根 6 5 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 2 年 3 月 1 4 日の定期総会において新任され、平成 2 2 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 8 3 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 名称

戸島区自治会

2 規約に定める目的

本会は、良好な地域社会の維持及び形成に資するよう、次に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。

- (1) 会員の相互扶助、親睦及び連絡調整に関すること。
- (2) 地域環境の保全及び生活環境の改善に関すること。
- (3) 保健及び福祉の増進に関すること。
- (4) 文化の振興に関すること。
- (5) 防災及び災害救援に関すること。
- (6) 地域安全に関すること。
- (7) 集会施設等保有資産の管理に関すること。
- (8) 慣行祭祀に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な地域社会の維持及び形成に資するために必要な活動に関すること。

3 区域

本会の区域は、津市安濃町戸島全域と津市安濃町大塚字向山 4 4 7 番地 2、
4 5 3 番地 3、4 8 4 番地 2、4 8 5 番地 1、4 8 6 番地、4 8 8 番地 2、
5 7 0 番地 4、5 7 0 番地 5、5 7 0 番地 8、5 7 0 番地 1 0、5 7 0 番地
1 4、7 3 7 番地を区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市安濃町大塚字向山 4 8 4 番地 2

5 代表者の氏名及び住所

中川勝博

三重県津市安濃町戸島 8 6 9 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無。

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の2分の1以上の同意を得なければならない。

9 認可年月日

平成22年3月29日

津市告示第 8 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 6171 八幡町藤枝町線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市藤方字八ヶ坪 2651 番 2 地先から 津市藤方字八ヶ坪 2661 番地先まで	旧	3.3～4.8	176.5
津市藤方字八ヶ坪 2651 番 2 地先から 津市藤方字八ヶ坪 2661 番地先まで	新	3.3～4.8	176.5
津市藤方字八ヶ坪 2651 番 2 地先から 津市藤方字八ヶ坪 2661 番地先まで	新	3.0～10.0	217.5

津市告示第 8 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
6 1 7 1	八幡町藤枝町線	津市藤方字八ヶ坪 2651 番 2 地先から	平成 22 年 3 月 30 日
		津市藤方字八ヶ坪 2661 番地先まで	

津市告示第 8 6 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例第 3 条の規定により
平成 2 2 年 2 月 2 8 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成22年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	101,330,007	75,839,201	74.8%	101,330,007	58,710,746	57.9%
モーターボート競走 事業特別会計	40,723,927	28,674,486	70.4%	40,723,927	28,485,389	69.9%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,605,340	18,184,142	65.9%	27,605,340	21,937,659	79.5%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	42,078	21,590	51.3%	42,078	32,821	78.0%
介護保険事業 特別会計	19,758,783	15,303,649	77.5%	19,758,783	17,079,536	86.4%
老人保健医療事業 特別会計	54,798	14,385	26.3%	54,798	25,413	46.4%
風力発電事業 特別会計	109,793	105,411	96.0%	109,793	51,493	46.9%
簡易水道事業 特別会計	993,119	42,338	4.3%	993,119	312,666	31.5%
農業集落排水事業 特別会計	539,496	120,456	22.3%	539,496	310,885	57.6%
土地区画整理事業 特別会計	1,399,963	20,603	1.5%	1,399,963	791,430	56.5%
下水道事業 特別会計	14,379,573	1,525,628	10.6%	14,379,573	6,633,459	46.1%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	470,029	110,865	23.6%	470,029	92,937	19.8%
棕本財産区 特別会計	615	562	91.4%	615	426	69.3%
後期高齢者医療事業 特別会計	4,590,189	1,605,937	35.0%	4,590,189	3,807,228	82.9%
定額給付金給付等事業 特別会計	5,086,868	4,751,014	93.4%	5,086,868	4,632,017	91.1%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成22年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	40,075,295	36,219,062	90.4%
2 地 方 譲 与 税	1,270,200	840,968	66.2%
3 利 子 割 交 付 金	230,000	133,179	57.9%
4 配 当 割 交 付 金	79,000	45,816	58.0%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	2,110,933	84.4%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000	316,430	85.5%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	460,000	272,725	59.3%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	61,000	56,988	93.4%
10 地 方 特 例 交 付 金	584,954	584,954	100.0%
11 地 方 交 付 税	16,915,031	15,781,017	93.3%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	30,839	51.4%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,983,785	1,580,692	79.7%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,161,862	1,939,092	89.7%
15 国 庫 支 出 金	11,776,364	5,899,986	50.1%
16 県 支 出 金	5,224,629	2,710,050	51.9%
17 財 産 収 入	234,487	151,292	64.5%
18 寄 附 金	47,751	52,211	109.3%
19 繰 入 金	5,190,298	300	0.0%
20 繰 越 金	2,189,745	2,189,746	100.0%
21 諸 収 入	1,475,706	707,221	47.9%
22 市 債	8,403,900	4,215,700	50.2%
合 計	101,330,007	75,839,201	74.8%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	579,360	522,812	90.2%
2 総 務 費	14,456,414	9,435,200	65.3%
3 民 生 費	27,745,504	17,923,192	64.6%
4 衛 生 費	8,657,662	5,276,652	60.9%
5 労 働 費	294,589	223,737	75.9%
6 農 林 水 産 業 費	2,963,303	1,019,899	34.4%
7 商 工 費	2,059,627	1,446,297	70.2%
8 土 木 費	14,022,404	4,827,498	34.4%
9 消 防 費	4,158,160	3,303,625	79.4%
10 教 育 費	10,349,796	7,819,811	75.6%
11 公 債 費	13,769,662	6,309,996	45.8%
12 諸 支 出 金	376,926	354,826	94.1%
13 予 備 費	100,000	0	0.0%
14 災 害 復 旧 費	1,796,600	247,201	13.8%
合 計	101,330,007	58,710,746	57.9%

3 市債の状況

平成22年2月28日現在

会 計 別	区 分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普 通 債	59,622,641	61.0%
	(1) 総 務	6,574,701	6.7%
	(2) 民 生	3,782,497	3.9%
	(3) 衛 生	8,206,555	8.4%
	(4) 労 働	9,575	0.0%
	(5) 農 林 水 産 業	1,139,656	1.2%
	(6) 商 工	259,406	0.3%
	(7) 土 木	26,509,643	27.1%
	(8) 消 防	1,833,455	1.9%
	(9) 教 育	11,307,153	11.5%
	2 災 害 復 旧 債	238,483	0.2%
	(1) 衛 生	3,058	0.0%
	(2) 農 林 水 産 業	26,562	0.0%
	(3) 土 木	208,863	0.2%
	3 そ の 他	38,009,674	38.8%
	(1) 減 収 補 て ん 債	26,838	0.0%
	(2) 臨 時 減 収 補 て ん 債	191,192	0.2%
	(3) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	8,294,109	8.5%
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	29,275,075	29.9%
	(5) そ の 他	222,460	0.2%
	計	97,870,798	100.0%
特会別計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	3,869,734	4.3%
	国 民 健 康 保 険	5,341	0.0%
	風 力 発 電	165,908	0.2%
	簡 易 水 道	3,527,703	3.9%
	農 業 集 落 排 水	4,901,045	5.4%
	土 地 区 画 整 理	1,919,537	2.1%
	下 水 道	75,268,387	83.3%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	651,316	0.8%
	計	90,308,971	100.0%
合 計		188,179,769	

平成22年2月28日現在 一時借入金

0千円

4 基金の状況

平成22年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	13,179,398
減 債 基 金	2,897,756
職 員 退 職 手 当 基 金	1,312,950
文 化 振 興 基 金	210,708
国 際 交 流 推 進 基 金	217,584
緑 化 基 金	116,403
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	148,620
ふ る さ と 振 興 基 金	805,154
土 地 開 発 基 金	2,313,991
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	30,467
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	881,759
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	469,149
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	456,929
棕 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	18,513
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,821
ま ち づ く り 振 興 基 金	4,005,723
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	2,892
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 臨 時 特 例 基 金	164,758
合 計	27,240,575

5 市有財産の状況

平成22年2月28日現在

有 価 証 券 等	2,465,121千円
自 動 車	732台
建 物	1,130,312m ²
土 地	22,046,596m ²
土 地 開 発 基 金 (土 地)	79,276m ²

6 人口・世帯数・面積の状況

平成22年2月28日現在

人 口	290,606人
世 帯 数	120,771世帯
面 積	710.81km ²

7 市税の負担状況

平成22年2月28日現在

1 人 当 た り	税 目	1 世 帯 当 た り
66,199 円	市 民 税	159,292 円
56,415 円	固 定 資 産 税	135,749 円
5,730 円	都 市 計 画 税	13,789 円
5,000 円	市 た ば こ 税	12,032 円
1,678 円	軽 自 動 車 税	4,037 円
90 円	入 湯 税	216 円
255 円	そ の 他	613 円
135,367 円	計	325,728 円

津市告示第 8 7 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり定める。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間 平成 2 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日まで
(但し、土日祝日を除く)

津市告示第 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

内多地区自治会

三重県津市安濃町内多 8 2 7 番地 1

代表者 渡 瀬 久

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	若 林 勝 次 郎 三重県津市安濃町内多 1 4 5 9 番地
変更後	渡 瀬 久 三重県津市安濃町内多 1 4 1 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 2 年 3 月 1 4 日の定期総会において再任され、平成 2 2 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 89 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 18 年津市告示第 491 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 22 年 3 月 31 日

津市長 松田直久

1 届出者

岩原区自治会

三重県津市芸濃町棕本 3937 番地 1

代表者 近澤 弘幸

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	小粥 秀男 津市芸濃町棕本 3942 番地 8
変更後	近澤 弘幸 津市芸濃町棕本 4717 番地 6

(2) 規約に定める解散の事由

変更前	第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。
変更後	第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定により解散する。

3 変更理由及び年月日

平成 22 年 3 月 20 日定期総会において、平成 22 年 4 月 1 日新任及び平成 20 年 12 月 1 日法改正のため

津市告示第 9 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 0001 元町孝行井戸線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市久居桜が丘町 1764 番 3 地先から 津市久居野村町字北小膳田 900 番 2 地先まで	旧	16. 0	185. 0
津市久居桜が丘町 1764 番 3 地先から 津市久居野村町字北小膳田 900 番 2 地先まで	新	12. 5～35. 0	185. 0

津市告示第 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 2 2 年 3 月 2 5 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

平成 2 2 年 3 月 2 5 日に議決を経た予算

平成 2 1 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 1 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 1 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 1 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度津市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 1 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度津市定額給付金給付等事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 2 年度津市一般会計予算

平成 2 2 年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市介護保険事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市老人保健医療事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市風力発電事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市下水道事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市棕本財産区特別会計予算

平成 2 1 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 1 年度津市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 7, 1 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 0, 4 1 3, 0 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,981,555	△39,185	1,942,370
	1 分 担 金	155,158	△39,185	115,973
14 使用料及び手数料		2,161,862	△882	2,160,980
	1 使 用 料	1,906,166	11,718	1,917,884
	2 手 数 料	255,696	△12,600	243,096
15 国庫支出金		10,966,083	△92,446	10,873,637
	1 国 庫 負 担 金	6,595,172	66,366	6,661,538
	2 国 庫 補 助 金	4,312,255	△158,812	4,153,443
16 県 支 出 金		5,224,629	46,485	5,271,114
	1 県 負 担 金	2,634,811	111,593	2,746,404
	2 県 補 助 金	1,927,621	△22,541	1,905,080
	3 委 託 金	662,197	△42,567	619,630
17 財 産 収 入		234,487	2,923,821	3,158,308
	1 財 産 運 用 収 入	199,631	2,924,095	3,123,726
	2 財 産 売 払 収 入	34,856	△274	34,582
18 寄 附 金		47,751	3,100	50,851
	1 寄 附 金	47,751	3,100	50,851
19 繰 入 金		5,190,298	△745,766	4,444,532
	2 基 金 繰 入 金	5,189,998	△745,766	4,444,232
21 諸 収 入		1,475,706	11,177	1,486,883
	2 市 預 金 利 子	5,000	30,215	35,215
	3 貸 付 金 元 利 収 入	627,041	△1,900	625,141
	4 受 託 事 業 収 入	4,990	△694	4,296
	5 雑 入	788,675	△16,444	772,231
22 市 債		8,380,900	△1,679,200	6,701,700
	1 市 債	8,380,900	△1,679,200	6,701,700
歳 入 合 計		99,985,898	427,104	100,413,002

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		579,360	△9,396	569,964
	1 議 会 費	579,360	△9,396	569,964
2 総 務 費		14,257,700	2,674,740	16,932,440
	1 総 務 管 理 費	11,370,920	2,784,475	14,155,395
	2 徴 税 費	1,742,839	△48,042	1,694,797
	3 戸籍住民基本台帳費	513,952	△11,700	502,252
	4 選 挙 費	479,347	△49,993	429,354
3 民 生 費		27,651,904	179,773	27,831,677
	1 社 会 福 祉 費	13,575,007	111,240	13,686,247
	2 児 童 福 祉 費	10,144,565	29,694	10,174,259
	3 生 活 保 護 費	3,923,780	38,839	3,962,619
4 衛 生 費		8,606,962	△167,053	8,439,909
	1 保 健 衛 生 費	2,281,031	△103,098	2,177,933
	2 畜 場 費	122,749	△4,991	117,758
	3 環 境 費	702,034	△3,805	698,229
	4 清 掃 費	5,024,302	△129,209	4,895,093
	5 産業廃棄物処理費	22,013	92,692	114,705
	6 簡 易 水 道 費	345,234	△18,642	326,592
5 労 働 費		176,889	△773	176,116
	1 労 働 諸 費	176,889	△773	176,116
6 農 林 水 産 業 費		2,827,903	△22,431	2,805,472
	1 農 業 費	2,416,548	△14,939	2,401,609
	2 林 業 費	304,194	△3,892	300,302
	3 水 産 業 費	107,161	△3,600	103,561
7 商 工 費		2,032,527	△40,676	1,991,851
	1 商 工 費	2,032,527	△40,676	1,991,851
8 土 木 費		13,605,681	△517,243	13,088,438
	1 土 木 管 理 費	388,836	△7,180	381,656
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,429,990	77,416	3,507,406
	3 河 川 費	754,283	△95,610	658,673
	4 港 湾 費	65,803	12,500	78,303
	5 都 市 計 画 費	8,347,783	△506,911	7,840,872
	6 住 宅 費	618,986	2,542	621,528
9 消 防 費		4,026,060	△69,842	3,956,218
	1 消 防 費	4,026,060	△69,842	3,956,218

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 教 育 費		10,231,796	△206,622	10,025,174
	1 教 育 総 務 費	1,650,775	13,879	1,664,654
	2 小 学 校 費	3,356,432	△99,730	3,256,702
	3 中 学 校 費	1,261,128	△48,529	1,212,599
	4 幼 稚 園 費	1,690,338	6,175	1,696,513
	5 社 会 教 育 費	1,708,852	△56,222	1,652,630
	6 短 期 大 学 費	564,271	△22,195	542,076
11 公 債 費		13,769,662	△963,637	12,806,025
	1 公 債 費	13,769,662	△963,637	12,806,025
14 災 害 復 旧 費		1,742,528	△429,736	1,312,792
	1 農林水産業施設災害復旧費	879,099	△294,608	584,491
	2 土木施設災害復旧費	855,549	△135,128	720,421
歳 出 合 計		99,985,898	427,104	100,413,002

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	電波障害対策事業	40,000
3 民生費	2 児童福祉費	民間社会福祉施設整備事業	361,599
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良事業	47,029
6 農林水産業費	2 林業費	県営林道整備事業	8,750
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業	9,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	県施工道路改良事業負担金	10,155
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	68,000
8 土木費	4 港湾費	県施工港湾改修事業負担金	12,101
8 土木費	5 都市計画費	交通施設バリアフリー化設備整備補助事業	46,666
8 土木費	5 都市計画費	県施工街路整備事業負担金	15,000
8 土木費	5 都市計画費	街路改良事業	32,800
10 教育費	5 社会教育費	放課後児童クラブ補助金	10,735

変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
				千円
6 農林水産業費	2 林業費	林道整備事業	54,630	53,515
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農地災害復旧事業	281,963	148,363
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	195,536	125,675
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	203,000	106,533
14 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	漁港災害復旧事業	41,800	41,600
14 災害復旧費	2 土木施設災害 復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	270,200	182,000
14 災害復旧費	2 土木施設災害 復旧費	河川災害復旧事業	367,700	351,500

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
土地改良施設適正化事業負担金（平成21年度加入分）	平成22年度から 平成25年度まで	7,540
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金 （平成21年中操業開始分）	平成22年度から 平成24年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（平成22年度）、75/100（平成23年度）及び50/100（平成24年度）
津市土地開発公社が先行取得する港湾改修用地の取得 （平成6年度先行取得依頼分）	平成21年度から 債務完了年度まで	取得費141,787千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する阿漕浦野田線道路改良用地の取得（平成13年度先行取得依頼分）	平成21年度から 債務完了年度まで	取得費33,656千円に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社が先行取得する阿漕浦野田線道路改良用地の取得（平成15年度先行取得依頼分）	平成21年度から 債務完了年度まで	取得費17,625千円に事務費及び利子を加算した額

第4表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
清掃運搬施設整備事業	19,400	18,200
農業生産基盤整備事業	99,000	105,700
道路整備事業	389,000	334,500
急傾斜地崩壊対策事業	2,700	1,400
街路整備事業	60,700	29,200
都市下水路整備事業	213,500	270,300
公園整備事業	64,800	54,000
公営住宅整備事業	52,000	45,500
消防施設整備事業	179,400	113,200
給食センター建設事業	40,500	37,400

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
学校教育施設耐震補強事業	490,900	165,100
学校教育施設整備事業	35,200	24,000
放課後児童施設整備事業	66,000	59,900
借換	1,304,000	368,800
公共土木施設災害復旧事業	218,700	78,200
農地農業用施設災害復旧事業	131,000	58,100
林業施設災害復旧事業	73,900	10,000
漁港災害復旧事業	13,800	1,800

平成 2 1 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 1 年度津市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 3 3, 1 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 1, 4 4 6, 1 4 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 分担金及び負担金		1,942,370	3,680	1,946,050
	1 分担金	115,973	3,680	119,653
15 国庫支出金		10,873,637	746,856	11,620,493
	2 国庫補助金	4,153,443	746,856	4,900,299
19 繰入金		4,444,532	282,603	4,727,135
	2 基金繰入金	4,444,232	282,603	4,726,835
歳入合計		100,413,002	1,033,139	101,446,141

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		16,932,440	146,141	17,078,581
	1 総務管理費	14,155,395	146,141	14,301,536
3 民生費		27,831,677	159,313	27,990,990
	1 社会福祉費	13,686,247	122,261	13,808,508
	2 児童福祉費	10,174,259	37,052	10,211,311
4 衛生費		8,439,909	26,190	8,466,099
	4 清掃費	4,895,093	26,190	4,921,283
6 農林水産業費		2,805,472	44,357	2,849,829
	1 農業費	2,401,609	34,157	2,435,766
	3 水産業費	103,561	10,200	113,761
8 土木費		13,088,438	512,409	13,600,847
	2 道路橋りょう費	3,507,406	336,400	3,843,806
	3 河川費	658,673	90,000	748,673
	4 港湾費	78,303	46,759	125,062
	5 都市計画費	7,840,872	9,350	7,850,222
	6 住宅費	621,528	29,900	651,428
9 消防費		3,956,218	44,077	4,000,295
	1 消防費	3,956,218	44,077	4,000,295
10 教育費		10,025,174	100,652	10,125,826
	2 小学校費	3,256,702	50,974	3,307,676
	3 中学校費	1,212,599	45,678	1,258,277
	5 社会教育費	1,652,630	4,000	1,656,630
歳出合計		100,413,002	1,033,139	101,446,141

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎改修事業	102,484
2 総務費	1 総務管理費	津リージョンプラザ改修事業	9,949
2 総務費	1 総務管理費	アストホール改修事業	10,475
2 総務費	1 総務管理費	サンヒルズ安濃駐車場整備事業	4,110
2 総務費	1 総務管理費	地区集会所改修事業	3,956
2 総務費	1 総務管理費	榑原市民館増改築事業	12,166
2 総務費	1 総務管理費	河芸体育館改修事業	3,001
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設改修事業	12,000
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉施設改修事業	104,732
3 民生費	1 社会福祉費	久居老人福祉センター駐車場整備事業	5,529
3 民生費	2 児童福祉費	子ども手当電算システム改修事業	17,889
3 民生費	2 児童福祉費	公立保育所改修事業	19,163
4 衛生費	4 清掃費	塵芥処理関係施設改修事業	3,320
4 衛生費	4 清掃費	白銀環境清掃センター改修事業	13,000
4 衛生費	4 清掃費	安芸・津衛生センター改修事業	9,870
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興施設改修事業	7,557
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設改修事業	18,400
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場遊水池しゅんせつ事業	8,200
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港泊地しゅんせつ事業	10,200
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業	188,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	128,400
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	20,000
8 土木費	3 河川費	河川維持事業	90,000
8 土木費	4 港湾費	伊勢湾ヘリポート改修事業	46,759
8 土木費	5 都市計画費	公園施設整備事業	9,350

款	項	事業名	金額
8 土木費	6 住宅費	住宅施設改修事業	29,900
9 消防費	1 消防費	消防施設改修事業	44,077
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	50,974
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業	45,678
10 教育費	5 社会教育費	公民館改修事業	4,000

平成 21 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 21 年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,429,866 千円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,294,061 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 収 入		千円 39,223,927	千円 △4,429,866	千円 34,794,061
	1 事 業 収 入	26,166,693	△3,471,208	22,695,485
	4 繰 入 金	18,719	575,042	593,761
	6 諸 収 入	12,738,759	△1,533,700	11,205,059
歳 入 合 計		40,723,927	△4,429,866	36,294,061

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		千円 38,406,029	千円 △4,429,866	千円 33,976,163
	2 事 業 費	37,093,802	△4,429,866	32,663,936
歳 出 合 計		40,723,927	△4,429,866	36,294,061

平成21年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成21年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,179,821千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,425,519千円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,420千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,658千円とする。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		7,091,587	△796,736	6,294,851
	1 国民健康保険料	7,091,587	△796,736	6,294,851
5 国庫支出金		7,739,517	△1,037,315	6,702,202
	1 国庫負担金	5,589,714	△582,370	5,007,344
	2 国庫補助金	2,149,803	△454,945	1,694,858
6 療養給付費交付金		726,570	150,748	877,318
	1 療養給付費交付金	726,570	150,748	877,318
7 前期高齢者交付金		6,133,302	210,391	6,343,693
	1 前期高齢者交付金	6,133,302	210,391	6,343,693
8 県支出金		1,711,374	△546,214	1,165,160
	1 県負担金	130,531	15,730	146,261
	2 県補助金	1,580,843	△561,944	1,018,899
9 共同事業交付金		2,665,915	317,785	2,983,700
	1 共同事業交付金	2,665,915	317,785	2,983,700
11 繰入金		1,470,542	516,876	1,987,418
	1 繰入金	1,470,542	516,876	1,987,418
13 諸収入		40,358	4,644	45,002
	4 雑収入	39,443	4,644	44,087
歳入合計		27,605,340	△1,179,821	26,425,519

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		458,835	△12,098	446,737
	1 総 務 管 理 費	329,749	△11,298	318,451
	3 運 営 協 議 会 費	1,389	△800	589
2 保 険 給 付 費		18,994,531	△968,552	18,025,979
	1 療 養 諸 費	17,202,242	△1,076,172	16,126,070
	2 高 額 療 養 費	1,613,739	128,400	1,742,139
	4 出 産 育 児 諸 費	153,600	△16,380	137,220
	5 葬 祭 諸 費	24,600	△4,400	20,200
3 後期高齢者支援金等		3,192,301		3,192,301
	1 後期高齢者支援金等	3,192,301		3,192,301
5 老 人 保 健 拠 出 金		215,463	△1,026	214,437
	1 老 人 保 健 拠 出 金	215,463	△1,026	214,437
6 介 護 納 付 金		1,349,200	△196,899	1,152,301
	1 介 護 納 付 金	1,349,200	△196,899	1,152,301
7 共 同 事 業 拠 出 金		2,866,419	17,395	2,883,814
	1 共 同 事 業 拠 出 金	2,866,419	17,395	2,883,814
8 保 健 事 業 費		289,919	△63,873	226,046
	1 特定健康診査事業費	203,899	△63,873	140,026
9 基 金 積 立 金		3,569	19,060	22,629
	1 基 金 積 立 金	3,569	19,060	22,629
11 諸 支 出 金		38,286	26,172	64,458
	1 償還金及び還付加算金	22,131	26,172	48,303
歳 出 合 計		27,605,340	△1,179,821	26,425,519

直営診療施設勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		千円 25,854	千円 △1,420	千円 24,434
	1 外来収入	24,414	△1,730	22,684
	2 その他の診療収入	1,440	310	1,750
歳入合計		42,078	△1,420	40,658

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 26,768	千円 △1,920	千円 24,848
	1 施設管理費	26,768	△1,920	24,848
2 医業費		14,123	500	14,623
	1 医業費	14,123	500	14,623
歳出合計		42,078	△1,420	40,658

平成 2 1 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 0 2, 1 3 2 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0, 8 6 0, 9 1 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 保 険 料		3,796,119	△84,557	3,711,562
	1 介 護 保 険 料	3,796,119	△84,557	3,711,562
3 国 庫 支 出 金		4,392,790	231,708	4,624,498
	1 国 庫 負 担 金	3,281,758	190,000	3,471,758
	2 国 庫 補 助 金	1,111,032	41,708	1,152,740
4 支 払 基 金 交 付 金		5,576,900	291,681	5,868,581
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,576,900	291,681	5,868,581
5 県 支 出 金		2,792,238	130,854	2,923,092
	1 県 負 担 金	2,696,223	135,000	2,831,223
	2 県 補 助 金	96,015	△4,146	91,869
7 繰 入 金		2,866,622	168,197	3,034,819
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,866,622	67,318	2,933,940
	2 基 金 繰 入 金		100,879	100,879
8 繰 越 金		310,309	378,249	688,558
	1 繰 越 金	310,309	378,249	688,558
9 諸 収 入		20,137	△14,000	6,137
	2 雑 入	20,135	△14,000	6,135
歳 入 合 計		19,758,783	1,102,132	20,860,915

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		436,197	△18,496	417,701
	1 総 務 管 理 費	151,154	△400	150,754
	2 徴 収 費	26,670	△3,000	23,670
	3 介護認定調査費等費	159,449	△12,000	147,449
	4 介護認定審査会費	95,058	△1,790	93,268
	5 趣 旨 普 及 費	3,136	△1,000	2,136
	6 計画策定等関係費	730	△306	424
2 保 険 給 付 費		18,393,793	1,000,000	19,393,793
	1 介護及び予防給付費	17,648,845	880,000	18,528,845
	2 特定入所者介護サービス等費	720,100	120,000	840,100
3 地 域 支 援 事 業 費		606,185	△79,372	526,813
	1 介護 予 防 事 業 費	195,878	△27,730	168,148
	2 包括的支援事業・任意費	410,307	△51,642	358,665
4 基 金 積 立 金		3,628	200,000	203,628
	1 基 金 積 立 金	3,628	200,000	203,628
歳 出 合 計		19,758,783	1,102,132	20,860,915

平成21年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度津市の老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,144千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,654千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 支 払 基 金 交 付 金		14,021	△14,000	21
	1 支 払 基 金 交 付 金	14,021	△14,000	21
2 国 庫 支 出 金		16,299	△7,762	8,537
	1 国 庫 負 担 金	16,299	△7,762	8,537
3 県 支 出 金		2,224	△1,940	284
	1 県 負 担 金	2,224	△1,940	284
4 繰 入 金		11,811	△4,670	7,141
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,811	△4,670	7,141
5 繰 越 金		7,438	3,228	10,666
	1 繰 越 金	7,438	3,228	10,666
歳 入 合 計		54,798	△25,144	29,654

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		9,835	△500	9,335
	1 総 務 管 理 費	9,835	△500	9,335
2 医 療 諸 費		28,664	△24,644	4,020
	1 医 療 諸 費	28,664	△24,644	4,020
歳 出 合 計		54,798	△25,144	29,654

平成 2 1 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 1, 6 9 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 5 1 7, 7 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		1,953,457	△45,665	1,907,792
	1 後期高齢者医療保険料	1,953,457	△45,665	1,907,792
3 繰 入 金		2,616,196	△134,609	2,481,587
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,616,196	△134,609	2,481,587
4 諸 収 入		3,138	101,126	104,264
	3 雑 入	1	103,552	103,553
	4 償還金及び還付加算金	3,126	△2,426	700
6 繰 越 金		6,244	17,455	23,699
	1 繰 越 金	6,244	17,455	23,699
歳 入 合 計		4,579,395	△61,693	4,517,702

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		103,158	△2,500	100,658
	1 総 務 管 理 費	70,932	△500	70,432
	2 徴 収 費	32,226	△2,000	30,226
2 後期高齢者医療広域連 合 納 付 金		4,466,867	△56,767	4,410,100
	1 後期高齢者医療広域連 合 納 付 金	4,466,867	△56,767	4,410,100
3 諸 支 出 金		9,370	△2,426	6,944
	1 償還金及び還付加算金	9,370	△2,426	6,944
歳 出 合 計		4,579,395	△61,693	4,517,702

平成 2 1 年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 1 年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 5 7, 2 8 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 3 5, 8 3 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,182	70	2,252
	2 負 担 金	70	70	140
2 使用料及び手数料		44,456	6,654	51,110
	1 使 用 料	44,040	6,446	50,486
	2 手 数 料	416	208	624
3 国庫支出金		238,083	△103,367	134,716
	1 国庫補助金	238,083	△103,367	134,716
4 繰 入 金		348,114	△18,642	329,472
	1 一般会計繰入金	348,114	△18,642	329,472
5 繰 越 金		1	503	504
	1 繰 越 金	1	503	504
7 市 債		359,300	△142,500	216,800
	1 市 債	359,300	△142,500	216,800
歳 入 合 計		993,119	△257,282	735,837

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		61,837	△1,384	60,453
	1 総 務 管 理 費	61,837	△1,384	60,453
2 事 業 費		688,829	△254,700	434,129
	1 簡易水道事業費	688,829	△254,700	434,129
3 公 債 費		238,923	△1,198	237,725
	1 公 債 費	238,923	△1,198	237,725
歳 出 合 計		993,119	△257,282	735,837

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 事業費	1 簡易水道事業費	美杉地域簡易水道事業	4,420
4 災害復旧費	1 簡易水道施設 災害復旧費	簡易水道施設災害復旧事業	3,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
	千円	千円
簡易水道事業	359,300	216,800

平成 2 1 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 9 0, 2 5 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 5 5, 7 1 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 337,700	千円 14,410	千円 352,110
	1 国庫補助金	337,700	14,410	352,110
3 繰入金		916,971	△233,063	683,908
	1 繰入金	916,971	△233,063	683,908
6 市債		90,000	△71,600	18,400
	1 市債	90,000	△71,600	18,400
歳入合計		1,345,963	△290,253	1,055,710

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 1,235,046	千円 △287,723	千円 947,323
	1 事業費	1,235,046	△287,723	947,323
2 公債費		110,917	△2,530	108,387
	1 公債費	110,917	△2,530	108,387
歳出合計		1,345,963	△290,253	1,055,710

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 土地区画整理事業費	1 事業費	津駅前北部土地区画整理事業	172,897

第3表 地方債補正

変 更 起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
	千円	千円
土地区画整理事業	90,000	18,400

平成 21 年度津市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 21 年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 7 2, 6 3 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 6 6 7, 6 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		133,177	△7,913	125,264
	1 分 担 金	41,251	△15,658	25,593
	2 負 担 金	91,926	7,745	99,671
2 使用料及び手数料		1,553,115	△44,203	1,508,912
	1 使 用 料	1,551,173	△44,203	1,506,970
3 国 庫 支 出 金		894,900	28,600	923,500
	1 国 庫 補 助 金	894,900	28,600	923,500
5 繰 入 金		5,063,069	△278,099	4,784,970
	1 繰 入 金	5,063,069	△278,099	4,784,970
6 繰 越 金		1	1,256	1,257
	1 繰 越 金	1	1,256	1,257
7 諸 収 入		10,821	195,228	206,049
	1 雑 入	10,821	195,228	206,049
8 市 債		5,280,100	△267,500	5,012,600
	1 市 債	5,280,100	△267,500	5,012,600
歳 入 合 計		13,040,263	△372,631	12,667,632

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		1,743,513	△346,737	1,396,776
	1 総 務 管 理 費	1,743,513	△346,737	1,396,776
2 事 業 費		4,042,750	8,706	4,051,456
	1 公 共 下 水 道 事 業 費	4,042,750	8,706	4,051,456
3 公 債 費		7,254,000	△34,600	7,219,400
	1 公 債 費	7,254,000	△34,600	7,219,400
歳 出 合 計		13,040,263	△372,631	12,667,632

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
1 総務費	1 総務管理費	流域下水道建設負担金	217,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（特環）	38,000

変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
				千円
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（污水）	113,000	502,000
2 事業費	1 公共下水道事業費	公共下水道事業（雨水）	60,000	150,000

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
	千円	千円
流域下水道事業負担金	528,700	248,600
公共下水道事業	2,049,400	2,070,200
資本費平準化	600,000	593,500
借換	2,102,000	2,100,300

平成21年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286,347千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県 支 出 金		1,049	3,963	5,012
	1 県 補 助 金	1,049	3,963	5,012
3 繰 入 金		72,829	△12,284	60,545
	1 繰 入 金	47,672	12,873	60,545
	2 基 金 繰 入 金	25,157	△25,157	
5 諸 収 入		150,739	△33,026	117,713
	1 貸 付 金 元 利 収 入	150,418	△33,026	117,392
6 市 債		245,000	△245,000	
	1 市 債	245,000	△245,000	
歳 入 合 計		470,029	△286,347	183,682

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 公 債 費		454,845	△286,347	168,498
	1 公 債 費	454,845	△286,347	168,498
歳 出 合 計		470,029	△286,347	183,682

第2表 地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	千円 245,000	証書借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては当該見直 し後の利率)	7か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰 り上げ償還することができ る。

平成 2 1 年度津市定額給付金給付等事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 1 年度津市の定額給付金給付等事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2 4, 8 3 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 1 1 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 333,950	千円 △324,836	千円 9,114
	1 国庫補助金	333,950	△324,836	9,114
歳入合計		333,950	△324,836	9,114

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 定額給付金給付等費		千円 320,400	千円 △311,652	千円 8,748
	1 子育て応援特別手当支給	320,400	△311,652	8,748
2 総務費		13,550	△13,184	366
	1 総務管理費	13,550	△13,184	366
歳出合計		333,950	△324,836	9,114

平成22年度津市一般会計予算

平成22年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,562,313千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経

費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 37,508,309
	1 市 民 税	17,481,721
	2 固 定 資 産 税	16,354,426
	3 軽 自 動 車 税	508,943
	4 市 た ば こ 税	1,377,468
	5 特 別 土 地 保 有 税	852
	6 入 湯 税	32,438
	7 都 市 計 画 税	1,752,461
2 地 方 譲 与 税		1,103,200
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	314,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	789,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	200
3 利 子 割 交 付 金		121,000
	1 利 子 割 交 付 金	121,000
4 配 当 割 交 付 金		21,600
	1 配 当 割 交 付 金	21,600
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		21,600
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,600
6 地 方 消 費 税 交 付 金		2,442,500
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,442,500
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		370,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		380,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	380,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		52,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	52,000
10 地 方 特 例 交 付 金		540,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	540,000
11 地 方 交 付 税		17,300,000
	1 地 方 交 付 税	17,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		60,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,955,164

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	41,084
	2 負 担 金	1,914,080
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,162,582
	1 使 用 料	1,924,031
	2 手 数 料	238,551
15 国 庫 支 出 金		10,880,752
	1 国 庫 負 担 金	9,385,901
	2 国 庫 補 助 金	1,442,813
	3 委 託 金	52,038
16 県 支 出 金		5,677,050
	1 県 負 担 金	2,827,426
	2 県 補 助 金	2,066,799
	3 委 託 金	782,825
17 財 産 収 入		185,765
	1 財 産 運 用 収 入	160,593
	2 財 産 売 払 収 入	25,172
18 寄 附 金		18,572
	1 寄 附 金	18,572
19 繰 入 金		6,067,122
	1 特 別 会 計 繰 入 金	300
	2 基 金 繰 入 金	6,066,822
20 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
21 諸 収 入		1,035,497
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	50,000
	2 市 預 金 利 子	5,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	292,895
	4 受 託 事 業 収 入	4,153
	5 雑 入	683,449
22 市 債		9,559,600
	1 市 債	9,559,600
歳 入 合 計		97,562,313

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		563,080
	1 議 会 費	563,080
2 総 務 費		12,451,112
	1 総 務 管 理 費	9,897,851
	2 徴 税 費	1,573,552
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	504,594
	4 選 挙 費	237,990
	5 統 計 調 査 費	140,014
	6 監 査 委 員 費	97,111
3 民 生 費		31,484,937
	1 社 会 福 祉 費	13,637,959
	2 児 童 福 祉 費	13,903,692
	3 生 活 保 護 費	3,933,716
	4 災 害 救 助 費	9,570
4 衛 生 費		8,968,294
	1 保 健 衛 生 費	2,174,170
	2 斎 場 費	137,709
	3 環 境 費	726,680
	4 清 掃 費	5,408,220
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	19,600
	6 簡 易 水 道 費	357,310
	7 上 水 道 費	144,605
5 労 働 費		179,332
	1 労 働 諸 費	179,332
6 農 林 水 産 業 費		2,608,165
	1 農 業 費	2,255,159
	2 林 業 費	195,380
	3 水 産 業 費	157,626
7 商 工 費		1,928,515
	1 商 工 費	1,928,515
8 土 木 費		12,322,487
	1 土 木 管 理 費	356,400
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,457,296
	3 河 川 費	373,347
	4 港 湾 費	68,147

款	項	金 額
		千円
	5 都 市 計 画 費	7,512,479
	6 住 宅 費	554,818
9 消 防 費		4,262,017
	1 消 防 費	4,262,017
10 教 育 費		10,187,319
	1 教 育 総 務 費	2,049,927
	2 小 学 校 費	2,749,139
	3 中 学 校 費	1,444,282
	4 幼 稚 園 費	1,681,141
	5 社 会 教 育 費	1,588,763
	6 短 期 大 学 費	674,067
11 災 害 復 旧 費		234,538
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	52,057
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	182,481
12 公 債 費		12,192,417
	1 公 債 費	12,192,417
13 諸 支 出 金		80,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
	2 貸 付 金	58,000
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	97,562,313

第2表 継 続 費

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
			千円		千円
10 教育費	1 教育総務費	給食センター建設事業	1,699,174	平成22年度	423,542
				平成23年度	1,275,632

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（平成22年度先行取得依頼分）	平成22年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（平成22年度分）	平成22年度から債務完了年度まで	10,000,000
新最終処分場建設に伴う環境影響評価事業	平成23年度から平成24年度まで	75,000
景観計画策定事業	平成23年度	5,300
県知事選挙ポスター掲示場製作等業務委託	平成23年度	10,586
県議会議員選挙ポスター掲示場製作等業務委託	平成23年度	16,088
県知事及び県議会議員選挙期日前投票労働者派遣業務委託	平成23年度	4,578
産業廃棄物税負担事業	平成23年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	千円		%	
防災対策事業	796,100	証書借入 又は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては当該 見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金につ いてはその融資条件により、 銀行その他の場合は、その債 権者と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上げ償 還することができる。
災害援護資金貸付金	22,100			
保育所整備事業	369,500			
塵芥処理施設建設事業	432,200			
水道事業会計出資金	34,400			
農業生産基盤整備事業	56,900			
林道整備事業	12,200			
地域水産物供給基盤整備事業	25,300			
道路整備事業	388,400			
河川整備事業	10,500			
急傾斜地崩壊対策事業	3,600			
街路整備事業	8,300			
公園整備事業	99,000			
公営住宅整備事業	35,300			
消防施設整備事業	436,900			
給食センター建設事業	367,000			
学校教育施設整備事業	536,700			
学校教育施設耐震補強事業	209,100			
農業用施設災害復旧事業	2,200			
林業施設災害復旧事業	1,700			
公共土木施設災害復旧事業	12,200			
臨時財政対策	5,700,000			

平成22年度津市モーターボート競走事業特別会計予算

平成22年度津市のモーターボート競走事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,521,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 艇 事 業 収 入		千円 34,521,162
	1 事 業 収 入	21,407,080
	2 使 用 料 及 び 手 数 料	9,120
	3 財 産 収 入	3,976
	4 繰 入 金	47,182
	5 繰 越 金	1
	6 諸 収 入	13,053,803
歳 入 合 計		34,521,162

歳 出

款	項	金 額
1 競 艇 事 業 費		千円 34,200,787
	1 総 務 費	399,247
	2 事 業 費	33,177,976
	3 施 設 費	623,564
2 基 金 積 立 金		3,441
	1 基 金 積 立 金	3,441
3 公 債 費		316,934
	1 公 債 費	316,934
歳 出 合 計		34,521,162

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
賃金計算等機器借上	平成23年度から 平成26年度まで	5,392
自動販売機改修手数料	平成23年度から 平成27年度まで	14,031
集約化システム機器借上	平成23年度から 平成27年度まで	105,072
自動販売機・払戻機（T6）借上	平成23年度から 平成27年度まで	99,916

平成22年度津市国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,065,819千円と定める。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,763千円と定める。

3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松田直久

事業勘定

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険料		6,994,548
	1 国民健康保険料	6,994,548
2 国民健康保険税		11,450
	1 国民健康保険税	11,450
3 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
4 使用料及び手数料		2,832
	1 手数料	2,832
5 国庫支出金		7,090,951
	1 国庫負担金	5,254,046
	2 国庫補助金	1,836,905
6 療養給付費交付金		758,852
	1 療養給付費交付金	758,852
7 前期高齢者交付金		6,324,138
	1 前期高齢者交付金	6,324,138
8 県支出金		1,216,858
	1 県負担金	170,205
	2 県補助金	1,046,653
9 共同事業交付金		3,223,056
	1 共同事業交付金	3,223,056
10 財産収入		1,103
	1 財産運用収入	1,103
11 繰入金		1,402,562
	1 繰入金	1,402,562
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		39,448
	1 延滞金、加算金及び過料	4
	2 市預金利子	1
	3 雑入	39,443
歳入	合計	27,065,819

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 474,893
	1 総 務 管 理 費	365,313
	2 徴 収 費	107,711
	3 運 営 協 議 会 費	579
	4 趣 旨 普 及 費	1,290
2 保 險 給 付 費		18,770,852
	1 療 養 諸 費	16,611,184
	2 高 額 療 養 費	1,975,757
	3 移 送 費	350
	4 出 産 育 児 諸 費	161,361
	5 葬 祭 諸 費	22,200
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		2,984,321
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	2,984,321
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		9,947
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	9,947
5 老 人 保 健 拠 出 金		17,968
	1 老 人 保 健 拠 出 金	17,968
6 介 護 納 付 金		1,332,870
	1 介 護 納 付 金	1,332,870
7 共 同 事 業 拠 出 金		3,095,293
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3,095,293
8 保 健 事 業 費		315,408
	1 特 定 健 康 診 査 事 業 費	227,673
	2 保 健 事 業 費	87,735
9 基 金 積 立 金		1,103
	1 基 金 積 立 金	1,103
10 公 債 費		1,600
	1 公 債 費	1,600
11 諸 支 出 金		41,564
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	24,722
	2 繰 出 金	16,842
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		27,065,819

直営診療施設勘定

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		千円 23,852
	1 外 来 収 入	22,693
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	1,159
2 使 用 料 及 び 手 数 料		66
	1 使 用 料	6
	2 手 数 料	60
3 繰 入 金		16,842
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	16,842
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預 金 利 子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		40,763

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 25,523
	1 施 設 管 理 費	25,523
2 医 業 費		14,053
	1 医 業 費	14,053
3 公 債 費		1,087
	1 公 債 費	1,087
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		40,763

平成 22 年度津市介護保険事業特別会計予算

平成 22 年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,417,531 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 保 険 料		3,949,812
	1 介 護 保 険 料	3,949,812
2 使 用 料 及 び 手 数 料		40
	1 手 数 料	40
3 国 庫 支 出 金		4,639,035
	1 国 庫 負 担 金	3,470,068
	2 国 庫 補 助 金	1,168,967
4 支 払 基 金 交 付 金		5,874,317
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,874,317
5 県 支 出 金		2,931,146
	1 県 負 担 金	2,831,018
	2 県 補 助 金	100,128
6 財 産 収 入		2,609
	1 財 産 運 用 収 入	2,609
7 繰 入 金		3,011,796
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,960,404
	2 基 金 繰 入 金	51,392
8 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
9 諸 収 入		8,772
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 入	8,770
	3 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入	合 計	20,417,531

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 431,631
	1 総 務 管 理 費	156,644
	2 徴 収 費	24,390
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	151,596
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	95,780
	5 趣 旨 普 及 費	2,491
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	730
2 保 険 給 付 費		19,387,960
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	18,539,654
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	823,356
	3 そ の 他 諸 費	24,950
3 地 域 支 援 事 業 費		584,656
	1 介 護 予 防 事 業 費	193,097
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 費 事 業 費	391,559
4 基 金 積 立 金		2,609
	1 基 金 積 立 金	2,609
5 公 債 費		1,670
	1 公 債 費	1,670
6 諸 支 出 金		9,005
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,005
歳 出 合 計		20,417,531

平成22年度津市老人保健医療事業特別会計予算

平成22年度津市の老人保健医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,589千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500千円と定める。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 支払基金交付金		4
	1 支払基金交付金	4
2 国庫支出金		2
	1 国庫負担金	2
3 県支出金		2
	1 県負担金	2
4 繰入金		3,975
	1 一般会計繰入金	3,975
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		605
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	602
歳入合計		4,589

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		553
	1 総務管理費	553
2 医療諸費		4,020
	1 医療諸費	4,020
3 公債費		14
	1 公債費	14
4 諸支出金		2
	1 償還金	1
	2 還付金	1
歳出合計		4,589

平成22年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成22年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,685,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		1,987,772
	1 後期高齢者医療保険料	1,987,772
2 使用料及び手数料		360
	1 手 数 料	360
3 繰 入 金		2,690,106
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,690,106
4 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
5 諸 収 入		7,011
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
	4 償還金及び還付加算金	6,999
歳 入 合 計		4,685,252

歳出

款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		94,725
	1 総 務 管 理 費	72,676
	2 徴 収 費	22,049
2 後期高齢者医療広域連合		4,583,525
	1 後期高齢者医療広域連合	4,583,525
3 諸 支 出 金		7,002
	1 償還金及び還付加算金	7,002
歳 出 合 計		4,685,252

平成22年度津市風力発電事業特別会計予算

平成22年度津市の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,604千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 繰越金		10,169
	1 繰越金	10,169
2 諸収入		91,435
	1 事業収入	90,159
	2 雑入	1,276
歳入	合計	101,604

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		18,759
	1 総務管理費	18,759
2 事業費		41,273
	1 風力発電事業費	41,273
3 公債費		41,266
	1 公債費	41,266
4 予備費		306
	1 予備費	306
歳出	合計	101,604

平成22年度津市簡易水道事業特別会計予算

平成22年度津市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,169,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 分担金及び負担金		2,182
	1 分担金	2,112
	2 負担金	70
2 使用料及び手数料		49,664
	1 使用料	49,632
	2 手数料	32
3 国庫支出金		268,591
	1 国庫補助金	268,591
4 繰入金		357,310
	1 一般会計繰入金	357,310
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,074
	1 雑収入	1,074
7 市債		490,200
	1 市債	490,200
歳入合計		1,169,022

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		72,510
	1 総務管理費	72,510
2 事業費		842,728
	1 簡易水道事業費	842,728
3 公債費		253,784
	1 公債費	253,784
歳出合計		1,169,022

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成23年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道事業	千円 490,200	証書借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成 2 2 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

平成 2 2 年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 3 7, 2 9 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 4,388
	1 分担金	4,388
2 使用料及び手数料		125,460
	1 使用料	125,459
	2 手数料	1
3 財産収入		13
	1 財産運用収入	13
4 繰入金		407,423
	1 繰入金	407,423
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		11
	1 雑入	10
	2 延滞金、加算金及び過料	1
歳入合計		537,296

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 9,642
	1 総務管理費	9,642
2 事業費		190,231
	1 農業集落排水事業費	190,231
3 基金積立金		13
	1 基金積立金	13
4 公債費		337,410
	1 公債費	337,410
歳出合計		537,296

平成22年度津市土地区画整理事業特別会計予算

平成22年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,160,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 使用料	1
2 国庫支出金		155,350
	1 国庫補助金	155,350
3 繰入金		904,657
	1 繰入金	904,657
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		859
	1 雑収入	859
6 市債		99,500
	1 市債	99,500
歳入合計		1,160,368

歳出

款	項	金額
1 土地区画整理事業費		千円 1,038,365
	1 事業費	1,038,365
2 公債費		122,003
	1 公債費	122,003
歳出合計		1,160,368

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成23年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理事業	千円 99,500	証書借入 又は 証券発行	% 年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

平成22年度津市下水道事業特別会計予算

平成22年度津市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,222,688千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 分担金及び負担金		144,506
	1 分担金	26,068
	2 負担金	118,438
2 使用料及び手数料		1,526,918
	1 使用料	1,523,943
	2 手数料	2,975
3 国庫支出金		1,002,500
	1 国庫補助金	1,002,500
4 県支出金		102,170
	1 県補助金	102,170
5 繰入金		5,154,515
	1 繰入金	5,154,515
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		6,778
	1 雑収入	6,778
8 市債		3,285,300
	1 市債	3,285,300
歳入合計		11,222,688

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		1,694,245
	1 総務管理費	1,694,245
2 事業費		4,427,763
	1 公共下水道事業費	4,427,763
3 公債費		5,100,680
	1 公債費	5,100,680
歳出合計		11,222,688

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	平成23年度	千円 工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	平成22年度から融資額返済完了年度まで	44,773

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業負担金	千円 468,800	証書借入 又は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	2,316,500			
資本費平準化	500,000			

平成22年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成22年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成22年3月1日提出

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 県支出金		5,188
	1 県補助金	5,188
2 財産収入		9
	1 財産運用収入	9
3 繰入金		59,134
	1 繰入金	59,134
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		109,478
	1 貸付金元利収入	109,157
	2 雑収入	321
歳入	合計	173,810

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		10,761
	1 総務管理費	10,761
2 基金積立金		9
	1 基金積立金	9
3 公債費		162,840
	1 公債費	162,840
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	173,810

平成 2 2 年度津市棕本財産区特別会計予算

平成 2 2 年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 7 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 67
	1 財 産 運 用 収 入	67
2 繰 入 金		480
	1 基 金 繰 入 金	480
3 繰 越 金		26
	1 繰 越 金	26
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		574

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 507
	1 総 務 管 理 費	507
2 基 金 積 立 金		67
	1 基 金 積 立 金	67
歳 出 合 計		574

津市告示第92号

津市工事検査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

津市工事検査要綱の一部を改正する告示

津市工事検査要綱（平成18年津市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（室を含む。）」を削る。

第13条第1項、第18条及び第19条中「総務部長」を「総務部調達契約担当理事」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。